

特に配慮が必要な子どもと家庭のために

① ひとり親家庭等の自立支援の推進

(1) 子育て・生活の支援

- ①母子・父子自立支援員による相談支援の充実
- ②専門的な相談支援の情報提供及び連携
- ③ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ④母子生活支援施設への入所支援
- ⑤住居に関する支援
- ⑥情報提供の充実

(2) 学びの支援

- ①子どもの学習支援事業
- ②子どもの第三の居場所事業
- ③ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

(3) 就業支援

- ①母子・父子自立支援員による就業支援の充実
- ②母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進
- ③ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業
- ④ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

(4) 経済的支援

- ①児童扶養手当支給事業
- ②ひとり親家庭等医療費支給事業
- ③遺児手当支給事業
- ④母子及び父子並びに寡婦福祉金貸付の利用促進

② 児童虐待防止対策の充実

(1) 児童虐待の予防

健康診査や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、養育支援が必要な家庭の早期把握による支援の実施や地域子育て支援拠点、子育て講座等の実施により、子育てで不安や負担感の軽減を図ります。

(2) 児童虐待の発見・相談体制の整備

要保護児童対策地域協議会を通じて、虐待リスクの早期発見の徹底を図るとともに、子育て関連施設や市民への周知及び協力要請などにより、発見体制の充実を図ります。

また、専門の職員の配置や研修の実施などにより相談体制を強化するとともに、必要な場合は遅滞なく児童相談所の権限及び専門的な知識や技術を求めるなど、連携の強化を図ります。

(3) 社会的養護施策との連携

子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携や母子生活支援施設の充実など、社会的養護の地域資源を子ども・子育て支援へ活用していき、地域、関係機関の理解と協力のもと、里親制度の普及・啓発による里親の支援や児童養護施設等への支援など、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制を整備します。

③ 障がい児施策の充実

(1) 障がいの原因となる疾病の予防と早期発見

妊婦健康診査や訪問事業、相談事業等を通じて、妊娠期における母子の健康保持に努めるなど、妊娠・出産期における母子保健事業を適切に推進します。また、乳幼児期からの適切な予防接種の実施により、感染症の発症・蔓延を防止し、重症化予防に努めます。そして、乳幼児健康診査や学校における健康診断を実施することにより、子どもの健康状態を把握し、疾病や障がいの早期発見、早期治療・療育へつなげるとともに、健診未受診者に対する受診勧奨を行います。

(2) 年齢や障がい等に応じた専門的なサービスの提供

障がい児支援の利用計画等を作成・活用し、それぞれの実情に応じた支援を提供するとともに、教育・保育・療育等の関係機関による効果的な連携体制の整備を推進します。また、障がい児が地域の中で生まれ、学び、健やかに成長できる環境をサポートするため、居宅介護・短期入所などの障がい福祉サービスを提供します。

(3) 障がいの有無にかかわらず教育・保育を受けられる環境づくり

各教育・保育施設において、カリキュラム編成や職員配置の工夫、当該教育・保育に携わる職員の資質の向上などに継続的に取り組むことにより、受け入れ体制の充実を図ります。また、児童発達支援センター等と連携しながら、保育所等訪問支援等を活用し、教育・保育施設において、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援等を行います。さらに、発達障がいへの理解促進を図りながら、総合的な生活支援等を行います。